

関係団体・事業者の皆様

北海道総務部教育・法人局法人団体課長

「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」
について(通知)

本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本取扱いを了知の上、貴団体傘下会員、事業所等に対する周知について、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 添付書類

- (1) マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年2月10日付け事務連絡)
- (2) 【別添】リーフレット

2 留意事項

- ・ 厚生労働省の事務連絡に示されている見直しの適用は、令和5年3月13日からであること。
- ・ 令和5年3月12日までは、「屋内では原則着用、屋外では原則不要」との考え方は変わらないこと。

3 本件に関するお問い合わせ先

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課疫学調査係
(北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室)
電話 011-231-4111 内線 38-966

(公益法人グループ)